

事務連絡
令和3年7月30日

都道府県民生主管部（局）
住民制度主管課（部）
国民健康保険主管課（部）
都道府県社会保障・税番号制度担当課
指定都市社会保障・税番号制度担当課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

マイナンバーカードの被保険者証利用の初回登録の支援及び マイナンバーカード取得の促進について

国民健康保険の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、プレ運用中であり、遅くとも令和3年10月までに本格運用を開始するオンライン資格確認においては、マイナンバーカードを被保険者証として利用することを想定しており、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、政府全体の取組として、保険者から被保険者に対するマイナンバーカードの取得促進策の速やかな具体化やマイナンバーカードの初回登録（被保険者証としての登録）の推進を図ることとされたところです。

このため、令和2年度においては、「オンライン資格確認等の実施を踏まえたマイナンバーカードの取得促進策等について」（令和2年2月27日付け保国発第1号他）に基づき、早期のマイナンバーカード取得促進等に向けた周知・広報について、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国保担当部局に取り組んでいただくようご協力をお願いしたところです。

令和3年度においても、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするオンライン資格確認がこの10月までに本格運用を開始することを踏まえ、マイナンバーカードの取得促進とともに、被保険者証としての利用申込を推進したいと考えております。

については、令和3年度のマイナンバーカードの取得促進及び被保険者証の利

用申込推進に当たっては、下記のように、市町村における住民制度担当部局及び国民健康保険担当部局など関係者の連携・協力が不可欠であり、改めてご協力をお願いするとともに、当該取組の確実な実施をお願いしたいと考えております。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について管内市町村及び国民健康保険組合に対し周知をいただきますようお願いいたします。

記

1 マイナンバーカードの被保険者証利用の初回登録の支援及びマイナンバーカード取得の促進について

(1) マイナンバーカードを新たに取得した者については、市町村の住民制度担当部局にマイナンバーカードを受け取りに来た際に、被保険者証の利用申込まで一気通貫で実施することが最も効率的な方法であると考えられる。

(2) これを踏まえ、市町村の国民健康保険担当部局と市町村の住民制度担当部局は連携・協力して、マイナンバーカードの交付対象者が庁内において一気通貫で被保険者証の利用申込まで実施する方策をとるよう、お願いしたい。後述のとおり、必要な費用は国の補助対象とする予定である。

例えば、下記の方法が考えられるので、国民健康保険担当部局と住民制度担当部局は連携・協力して対応いただきたい。なお、このほかにも利用申込に関する支援は様々な方法が考えられることから、市町村の事務の状況を踏まえて柔軟に対応いただきたい。

- ・ 市町村の国民健康保険担当部局に、被保険者証の利用申込が可能な端末を設置し、雇用した嘱託職員等の補助により対象者の方に利用申込していただく。
- ・ マイナンバーカードの交付を実施する会場に、国民健康保険担当部局又は住民制度担当部局が被保険者証の利用申込が可能な端末を設置し、雇用した嘱託職員等の補助により対象者の方に利用申込していただく。

(3) 市町村の国民健康保険担当部局においては、マイナンバーカードの新規取得者に限らず、窓口を訪れる国保加入者についても、マイナンバーカードの取得状況を確認するとともに、取得の勧奨や住民制度担当部局の窓口の案内、被保険者証利用の申込の勧奨や支援等の実施をお願いしたい。

また、被保険者証の更新や医療費通知の発送時など、あらゆる機会を捉え、国保加入者にマイナンバーカード取得促進とともに、被保険者証としての利用申込の案内を実施していただきたい。

- (4) オンライン資格確認を導入している医療機関・薬局の窓口で設置された顔認証付きカードリーダーや、セブンイレブンにおけるセブン銀行ATMでも被保険者証の利用申込が可能であることから、市町村においては、このことについても、広く周知いただくようお願いしたい。

なお、プレ運用に参加している医療機関・薬局については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html) を参照願いたい。

2 費用負担

マイナンバーカードの被保険者証の利用申込に係る経費については、マイナンバーカードを交付する際、市町村窓口等で確実に利用申込が完了できるよう、初回申込用端末の費用に加え、利用申込の支援や相談に要する経費(臨時職員経費等)など、必要な財政措置をする予定としており、マイナンバーカード取得促進に係る経費を含め、詳細を別途お知らせする。また、これらの実施に要する経費の見込額調べを後期高齢者医療制度と併せて今後行うところであり、ご協力をお願いしたい。

なお、市町村においては、国民健康保険担当部局と後期高齢者医療担当部局が重なることも多いと考えられるため、連携した対応をいただけるようお願いしたい。